

光市公告第 6 7 号

条件付き一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 2 2 日

光市長 芳 岡 統

1 工事概要

工 事 名	令和 7 年度光井汚水中継ポンプ場改築工事
工 事 場 所	光市光井二丁目地内
工 事 内 容	電気設備 引込受電盤 1 面 変圧器盤 1 面 仮設工 一式
工 期	契約締結の日の翌日から令和 8 年 3 月 2 7 日まで

2 入札参加のための必要な資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 令和 7 年度光市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録され、資格が有効であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても市の指名停止期間中等でないこと。
- (4) 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）による営業停止期間でないこと。
- (5) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一案件に参加していないこと。
- (6) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされ、市の再審査を受けていること。
- (7) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされ、市の再審査を受けていること。

3 入札の方法

この入札は、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 1 0 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札（特別簡易型）により行うので、入札者は、総合評価に係る資料（以

下「技術提案資料」という。)を提出すること。

4 許可・実績等

入 札 参 加 形 態	単体企業	
工 事 の 種 類	電気工事	
建 設 業 の 許 可	一般建設業又は特定建設業	
業 者 の 区 分	建設業の種類	電気工事業
	等 級	令和7年4月1日時点において、経営事項審査の総合評価値(P)700点以上であること。
	所 在	建設業法第3条第1項の規定の許可に係る主たる営業所を山口県内に有していること。
施 工 実 績	国又は地方公共団体その他の公共法人(法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人をいう。)が発注した請負代金の額が500万円以上の汚水のポンプ施設に係る公共工事を単体企業で元請負人として施工した実績を有していること。ただし、公告日の前日までに完了したものに限る。	
配置予定現場代理人	他の工事の現場代理人又は主任技術者ではなく、常駐できる者	
配 置 予 定 技 術 者	建設業法第26条の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者を専任配置できること。また、建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、監理技術者の専任となる。 ※ 配置予定技術者は、この公告の日の3箇月以上前から入札参加希望者と直接かつ恒常的な雇用関係が継続している者であること。	

5 入札日程等

入札参加資格確認申請書等の入手期間及び入手方法	令和7年10月6日(月)まで	光市入札監理課のホームページからダウンロードすること。
入札参加資格確認申請書等提出書類	ア 様式第1号 イ 様式第3号及び様式第4号 ウ 技術提案資料 ※ 光市が発注した工事を施工実績とする場合は、技術提案資料	

	の第6号様式の注1及び第7号様式の注2に添付する証明書は不要とする。	
入札参加資格確認 申請書等の提出 期 限 ・ 場 所	令和7年10月6日(月) 午後5時15分まで	午前8時30分から午後5時15分までに光市役所入札監理課に持参すること(光市の休日に関する条例(平成16年光市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。))。
入札参加資格確認通知	令和7年10月8日(水)	確認通知は、ファクシミリで行う。
設計図書の閲覧方法	令和7年10月15日(水) 午後5時15分まで	午前8時30分から午後5時15分までに光市役所下水道課で閲覧すること(休日を除く。))。
設計図書の入手方法	令和7年10月15日(水)	光市入札監理課のホームページからダウンロードすること。
設計図書に係る 質 問 期 限	令和7年10月14日(火) 正午まで	光市役所入札監理課にファクシミリで提出すること。 FAX 0833-72-6166
設計図書に係る 質 問 回 答	光市入札監理課のホームページに掲載	
入札書比較価格	事後公表	
入 札 方 式	持参によること。	
積 算 内 訳 書	入札書と同時提出のこと。(提出用積算内訳様式) ※ 入札時において、入札書とは別に入札執行者に直接提出する。	
入 札 日 時	令和7年10月16日(木) 午前9時	
入 札 場 所	光市役所3階 大会議室1号	
積 算 内 容 確 認 依 頼 期 間	令和7年10月16日(木) 午後1時から 令和7年10月17日(金) 午後5時15分まで	
落 札 決 定 日	令和7年10月22日(水)	落札決定日は予定日であり、積算内容確認依頼書の提出、低入札価格調査等があったときは後日となります。

6 契約条項

光市財務規則(平成16年光市規則第47号)及び光市工事請負規則(令和3年光市規則第20号)の例による。

7 入札の無効

- (1) 光市財務規則、光市建設工事等一般競争入札実施要綱(平成20年光市告示第75号)及び光市建設工事総合評価競争入札実施要綱(平成20年光市告示第151号)の例による場合
- (2) 積算内訳書については、(1)に掲げるもののほか、「積算内訳書提出にあた

- 「7 入札者の選定」の留意事項」に定めるところによる場合
 (3) 総合評価において不適切と評価し、欠格となった項目がある場合

8 入札保証金等

入 札 保 証 金	免除	
契 約 保 証 金	納 付	契約金額の10%以上
支 払 条 件	前 金 払	あり
	部 分 払	なし
	完 成 払	あり

9 調査基準価格の設定

調査基準価格の設定	あり
数 値 的 判 断 基 準 の 設 定	光市低入札価格調査判断基準のうち、「2 数値的判断基準」(1)のア及びエからキまで並びに(2)は適用しない。

10 落札者決定基準

(1) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及び技術提案資料の内容を総合的に評価することにより行う。

(2) 審査基準

技術提案資料に記載された施工計画及び技術的能力等の条件について、設計図書で定めるところにより、それぞれ加算点を求める。なお、加算点を求める際の評価項目、評価基準、評価点及び換算値は、次表のとおりとする。

評価項目	評価の細目	評価の基準	評価点	換算値
企業の技術的能力について	平成29年4月1日からこの公告の日までの同種工事の施工実績の有無	設計金額以上の同種工事の施工実績がある	2	4
		同種工事の施工実績がある	1	
		施工実績がない	0	
	令和5年度及び令和6年度に竣工した光市発注の電気工事(請負金額が250万円未満の工事を除く。)における工事成績評定点の平均点	80点以上	4	
		75点以上80点未満	3	
		70点以上75点未満	2	
		65点以上70点未満	1	
		65点未満又は実績なし	0	
	この公告の日の2年前からこの公告の日までの間の建設事故の有無	事故なし	1	
		事故あり	0	

	I S O 9 0 0 1 の認証取得状況	認証取得している	1	
		認証取得していない	0	
	I S O 1 4 0 0 1 の認証取得状況又は環境活動評価プログラム（エコアクション21）の認証取得状況	IS014001 を認証取得している	1	
		エコアクション21を認証取得している	0.5	
		いずれも認証取得していない	0	
配置技術者の技術的能力について	主任（監理）技術者の保有する資格	配置技術者が1級電気工事施工管理技士、技術士又はこれと同等以上の資格を有する者	1	4
		その他	0	
	平成29年4月1日からこの公告の日までの主任（監理）技術者の施工経験の有無	主任（監理）技術者が同種工事の施工経験を有する	2	
		施工経験がない	0	
	令和7年4月1日からこの公告の日までの任意の日からの過去1年間の継続学習の取組状況	各団体推奨単位以上を取得しており継続教育の証明がある場合	1	
		取得していない	0	
	技能士等の活用	指定した技能士等資格者を使用した施工とする場合又は技能士等資格を指定していない場合	1	
		使用しない	0	
企業の地域精進度・地域貢献度	地理的条件	光市に本店、工場がある	1	2
		その他	0	
	令和2年4月1日からこの公告の日までの光市所管公共施設に係る災害応急対策業務又は令和6年4月1日からこの公告の日までの地域活動	活動実績がある	1	
		活動実績がない	0	
	換算値の計（加算点の満点）			10

（3） 加算点の算出方法

技術提案資料の審査結果を基に、入札参加者の加算点を算出する。

加算点は、次の式により、各評価項目ごとに、当該評価項目の得点合計を当該評価項目の配点合計で除して得た数に当該評価項目の換算値を乗じて得た数の総和により求める。

$$\text{加算点} = \Sigma \left(\frac{\text{各評価項目ごとの得点合計}}{\text{各評価項目ごとの配点合計}} \times \text{各評価項目ごとの換算値} \right)$$

(4) 落札者の決定方法

ア 光市財務規則第104条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い評価値（加算点に100点を加え、入札金額で除して得た値をいう。以下同じ。）を得た者で、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、次に掲げる場合には、落札者とししない。

（ア） 評価値が、100点を予定価格で除して得た値に100分の110を乗じて得た値に満たない場合

（イ） 入札金額によっては、入札者により本工事の内容に適合した履行がなされないおそれがあると市長が認める場合又は入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると市長が認める場合

イ 落札となるべき最も高い評価値を得て入札した者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

1.1 その他

1から10までに定めのない事項については、光市財務規則、光市建設工事等一般競争入札実施要綱、光市建設工事総合評価競争入札実施要綱及び光市建設工事等競争入札心得による。